

## 令和5年度 波佐見町経営改善・拡大支援事業補助金

自社の成長促進を目指す事業者を対象に、これまでの経営の改善や拡大を図るため、新しく取組む事業に要する費用の一部を補助します。(1事業者につき、1回限り)

※なお、全国商工会連合会における小規模事業者持続化補助金及び同主旨の補助金の採択を受けている事業は対象外です。

### これまでの経営から一步踏み出した、新しいチャレンジを応援します!

例えば、

- ・オリジナルデザインを考案、店舗をおしゃれにリニューアル
- ・これまで出展したことがない展示会に出展したい
- ・新たにネット販売を開始したい
- ・POSレジソフトウェアを購入し売上管理業務を効率化したい
- ・今まで外部委託していたが自社生産するため機械を購入したい など



#### 補助額

事業計画に基づき実施される取り組みにかかる経費(税抜)合計の  
**1/2、上限30万円** ※千円未満切捨

#### 事業期間

**令和5年4月1日～令和6年3月31日**  
※交付決定前の事業開始は認められませんのでご注意ください。

#### 対象事業者

町内に事業所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模事業者(個人事業主含む)で、令和4年1月1日時点で事業を行っている<sup>と認められる事業者</sup>

##### 【中小企業基本法による中小企業者及び小規模事業者の範囲】

業種	中小企業者		小規模事業者
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員の数	
①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下	5人以下

※医療法人、社会福祉法人、学校法人など当該法上の中小企業には該当しない法人等もありますので、詳しくはお問合せ下さい。また、次に該当する場合も対象外です。

宗教法人、町が出資する法人、今後事業を継続する意思がない、町税等に未納がある

#### 対象経費

- ①備品・機械装置等購入費 ②システム導入費 ③広報宣伝費・販売促進費  
④委託・外注費 ⑤借料

※以下の経費は補助対象外です。記載以外にも対象外経費がありますので、詳しくはお問合せ下さい。

- ・既存包装パッケージの印刷・購入費 ・消耗品購入費
- ・既存の事業活動に係る設備投資や単なる取替え更新のための機械等の購入費、農業用機械、建設用機械の購入費
- ・パソコン、プリンター、タブレットPC、自動車、家具、家電等汎用性が高く目的外使用の可能性のある備品購入費
- ・既に導入しているソフトウェアの更新料やリース料 ・備品・機械装置等の修理費
- ・人件費、不動産購入費、家賃、駐車場料金 など

※申請書類や申請方法は裏面に掲載しています

問い合わせ先  
(申請窓口)

波佐見町役場商工観光課  
電話:0956-85-2162(直通) FAX:0956-85-5581



## 活用事例



※経費の例

- ✓ お店をイメージアップ！新たな顧客を呼び込みたい！  
オリジナルデザインの製作費、販売促進用チラシ作成費、店舗改修費 など
- ✓ これまで出展したことがない展示会に出展し販路を広げたい！  
出展経費(出展料や出展ブース用設備費、テントリース代、宣伝商品作成費、交通宿泊費) など
- ✓ 新たにネット販売を開始し、新たな販路を拡大したい！  
ホームページ制作費、ネット予約や販売システムの構築費、ネットショップ出店用写真編集ソフト購入費 など
- ✓ POSレジソフトウェアを導入し売上管理業務を効率化したい！  
POSレジソフトウェア購入費、ECサイトアドバイスサービスの利用料、一元管理システムの導入費 など
- ✓ 大幅に効率化をアップ！外部委託から自社生産に切り替えるため機械・設備を整えたい  
生産機械・設備の購入費、建物改修費 など
- ✓ 新たなマーケットを開拓したい！これまでにない商品を開発したい！  
他の分野とコラボした商品開発経費 など

申請方法	各種様式など詳細は波佐見町ホームページをご覧ください。
受付期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日(必着) ※全体の予算の上限に到達次第、受付を終了します
提出書類	①交付申請書(様式第1号) ②事業計画書及び収支予算書(様式第2号) ③交付申請額の算定根拠となる見積書及び仕様内容がわかるもののコピー ④令和4年1月1日時点における事業活動が確認できる書類のコピー (確定申告書、町県民税申告書、法人税申告書など)
提出方法	郵送または窓口持参
提出先	波佐見町役場商工観光課(平日9時~17時) 〒859-3791 波佐見町宿郷660



## 補助金交付までの流れ

※事前に申請内容について必ずご相談ください。

